

大竹市木造住宅耐震診断補助事業

大竹市内にある木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を予算の範囲内で市が補助するものです。

受付期間 令和7年6月2日（月）～令和7年11月28日（金）

※予算に達し次第、受付を終了します。

1 対象となる住宅

次のすべてに当てはまる住宅です。

大竹市内にある木造住宅、

- ① 昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建住宅又は併用住宅
- ② 在来軸組構法、又は伝統的構法により建築されたもの
- ③ 木造住宅の所有者、又は居住している者
- ④ 階数が2階建以下
- ⑤ 市税等の滞納がないこと

2 対象となる診断

次のすべてに当てはまる住宅です。

- ① 大竹市木造住宅耐震診断設計資格者が診断したもの
- ② 財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」による診断
- ③ 補助金交付決定後に着手した診断
- ④ 令和8年3月13日（金）までに診断を完了報告するもの

※補助の詳細は要綱を別途参照してください。

補助率、補助限度額

補助率	耐震診断費の2／3の額
補助限度額	3万円

事業の実施方法

この事業は、①交付申請 ②交付決定 ③着手 ④完了実績報告の手続きを経て、申請者に補助金が交付されます。またすべての書類は下記の提出先まで提出してください。

① 交付申請

※ 交付決定以降は、補助希望額の増額はできません。

木造耐震診断を行う方は、受付開始以降にお申込みください。



② 交付又は不交付の決定

交付申請を受けて、内容の審査を行い交付又は不交付の決定を申請者に通知します。



③ 契約・診断着手

交付決定の通知を受けた後に、契約を交わし診断を着手してください。



診断着手

④ 完了実績報告の提出

※ 診断代金支払いの領収書の写しを提出する必要があります。

診断完了後、完了実績報告を期間内に提出してください。

【期間 診断完了後14日以内、かつ 令和8年3月13日（金）まで】



交付の確定（完了実績報告により、補助金交付額を確定します。）

⑤ 補助金の交付

請求書の提出を受けた後に、申請者へ補助金を交付します。

※ 申請で必要な様式・要綱は大竹市のホームページでダウンロードできます。

問合せ・応募・交付申請書類の提出先

名称：大竹市役所 建設部 都市計画課 建築住宅係

住所：〒739-0692 大竹市小方一丁目11-1

TEL：0827-59-2168

[受付：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～12：00 13：00～17：00]

ホームページ：<http://www.city.otake.hiroshima.jp/>